

令和7年度三重県地球温暖化対策総合計画推進委員会における事前意見と回答（要旨）

資料	意見（要旨）	回答（要旨）
1 計画書制度	以前、インセンティブ等の導入の一環で、評価・表彰制度の新設（案）の話があったと思いますが、もっと踏み込んで、例えば、税制上の優遇とかを考えられてはいかがでしょうか？	計画書制度の見直しを検討している最中です。税制上の優遇についてはどこまでできるかは不透明ですが、ボランタリークレジットについては制度のなかで何らかの位置づけができる可能性があるのでは、検討していきます。
2	評価方法についてですが、弊社では CO2 排出削減対策としてボランタリークレジットを使用しています。こういうものも何らかの形で評価に加えることはできないでしょうか？	
3 区域施策	資料 1－2 のデータが古いように思われます。2024年度までのデータまで含めて考えないと、より正しい判断ができないのではないのでしょうか。	同じ課題感を有しており、できる限り直近のデータを使用したいところですが、統計の都合上 2022年のデータが直近となっています。技術的に難しいという話はいただいています、国への要望は続けていきます。
4 区域施策	資料 1－2、1、(4)イにあるように、電気代高騰による灯油暖房使用増加が CO2 排出量増加につながるのであれば、もっと電気暖房を促進する施策を取り進めるべきではないのでしょうか。	暖房器具のなかでは一般にエアコンの効率が良いとされているので、このような観点で普及啓発を行っています。実際の取組では、みえ省エネ家電推進協力店舗と協力しみえ省エネ家電購入応援キャンペーンを行っています。できる限り取組に反映していきます。
6 計画全般	令和7年2月に、国の地球温暖化対策計画が改定されたが、三重県の地球温暖化対策総合計画改定の動きはあるのか。	国の計画改定に併せて県でも議論をする必要があると考えています。国が掲げた2035年及び2040年の目標にどう対応し、そして三重県地球温暖化対策総合計画の期間が残り5年となったことから、どう実効性を高めるかを考えていきます。
7 区域施策	温室効果ガス排出量の削減には、産業部門の取組も重要ななか、大規模事業所に対しては自主的取組の促進をされているものの、脱炭素経営の普及に関しては令和4年度から昨年度までに合計11者となっている。さらなる脱炭素経営の普及が必要なのではないか。	県としても同様の課題認識です。もっと広く、事業者のおかれた状況に応じた支援が行き届くようにしていきたいと考えています。
8 区域施策	各部門への働きかけの状況は。特に産業、家庭、運輸部門の3つ。	産業部門については上述のとおり。家庭については「みえデコ活」という取組を中心に、ポータルサイトを整備しており、月5,000～20,000程度の閲覧があり、比較的多くの方に情報を届けられていると考えています。運輸部門については、再配達の防止に関する取組を関係部局と連携して実施しています。

	資料	意見（要旨）	回答（要旨）
9	事務事業	部局ごとの目標、取組の方向性を明確にする必要はないか。	現状、各部局一律に52%削減という目標を設けて取組を進めています。部局ごとに分析をしつかりして取組につなげていくことが今後重要であり、課題感を持って取り組む必要があると考えています。
10	事務事業	電気調達の方法は検討した方が良いのではないか。	排出係数は2022年の0.394でしたが、2024年には0.423となりました。地方公共団体は、価格競争による電気調達がルールです。ただし、環境配慮契約法により契約できる相手方がある程度絞る制度があり、三重県もその制度を活用しています。当該制度をより積極的に活用し、今後契約する排出係数を下げていきたいと考えています。
11	事務事業	1. 事務事業における排出量増加への対応 前年度比 3.8%の排出量増加について、排出係数の変動だけでなく、使用電力量の実態分析が必要と考えます。特に文化施設や劇場などイベント関連施設においては、照明・音響機器の使用が集中するため、省エネ型機材の導入支援や運用改善のガイドライン整備が有効です。	使用電力量の実態については、より詳細な分析結果を各部局に提供したところですが、さらに技術的に深い分析が必要ではないかということでもありますので、ご意見として頂戴します。
12	事務事業	2. 太陽光発電の適正導入に関する懸念 再生可能エネルギー導入は重要な柱ですが、森林斜面への太陽光パネル設置については、土砂災害リスクや森林の公益的機能の喪失、地域住民との摩擦など、慎重な検討が必要です。令和5年に改訂された「太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」に基づき、立地選定の透明性と住民合意形成のプロセス強化を求めます。	県としても全庁的に同様の課題感を有しています。雇用経済部が令和6年9月に改定した当該ガイドラインでは、森林法や土砂三法の許可、地域での説明会の実施報告等を義務付け、合計形成に向けた取組を進めています。ただし、小規模のものや対象とならないもの等、課題は残されていることから、引き続き部局横断的な取組を進めていきたいと考えています。
13	事務事業	3. 地域文化との連携による脱炭素推進 地域イベントや伝統行事と連携した参加型の脱炭素施策（例：再エネ体験、森林保全ワークショップ、環境配慮型舞台照明の実演など）を通じて、世代を超えた理解と協力を促進できます。特に若年層や高齢者が参加しやすい形での展開が望まれます。	どのような形がよいのか考えていく必要があるが、参考にさせていただきます。

	資料	意見（要旨）	回答（要旨）
14	事務事業	4. 委員会評価の透明性と改善プロセス 委員会における評価指標と改善提案の反映プロセスについて、具体的な指標とフィードバックの公開を通じて、県民との信頼関係を深めることが重要です。継続的な改善には、現場の声を反映する仕組みが不可欠です。	この委員会がフィードバックの仕組みの一つであり、内容は後日公開します。いただいた意見は取りまとめのうえ、脱炭素社会推進会議という知事をトップとした県庁内の会議で報告し、フィードバックをします。当該内容についても公開する。本日いただいた意見についても、できる範囲で来年度予算に反映していきたいと考えています。